

平成27年10月14日  
岬町  
近畿地方整備局

## 『みなとオアシスみさき』本登録～大阪府下第1号～

地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進する枠組みである「みなとオアシス」。

9月末現在、北海道から沖縄まで84箇所が認定・登録されています。

このたび、深日港・淡輪港の施設やスペースを活用する「みなとオアシスみさき」を、大阪府下第1号の「みなとオアシス」として登録します。

深日港は、かつて、四国・淡路島と航路で結ばれ海の玄関口として活況を呈しました。その活力をとりもどすため、町制施行60周年に合わせ「みなとオアシス」に登録し、海洋性レジャーの拠点港の性格を有する淡輪港など、町内の海辺の地区・施設と連携して、賑わいと交流による地域振興をはかっていきます。



### みなとオアシスみさき

「みなとオアシスみさき」は上記の「深日港観光案内所」を基本施設(拠点)、海辺に点在する魚市場・ヨットハーバー・海上釣り堀・青少年海洋センター・潮騒ビバレーなどを構成施設として、構成施設で提供されるアクティビティ・海産物販売・宿泊や全国ビーチバレー女子選手権大会をはじめとする各種イベントなどのコンテンツを魅力的に連携させ発信するなど、海・みなとを核として、町の活性化を図ります。 ※「みなとオアシスみさき」構成施設は別紙全体図のとおり。

# みなとオアシスみさき 全体図



# 「みなとオアシス」の概要

- 「みなとオアシス」とは、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、港湾管理者等からの申請に基づき、国土交通省地方整備局長等が認定・登録したものをいう。
- 今後、災害発生時における防災拠点や、外航クルーズ客に多様なサービスを提供する場としても、「みなとオアシス」の活用を図る。(交通政策基本計画【平成27年2月13日閣議決定】、海洋基本計画【平成25年4月26日閣議決定】)

## 登録要件

- 地域住民や観光客が交流できる空間を有していること
- 地域住民や観光客に対し地域情報や観光情報を発信する機能を有していること
- 適切な管理運営が行われていること
- イベントの実施等みなとの賑わいを作り出す活動が地域住民参加の下で継続的に行われていること

## 運営主体

- 港湾管理者
  - 市町村
  - NPO団体
- ほか

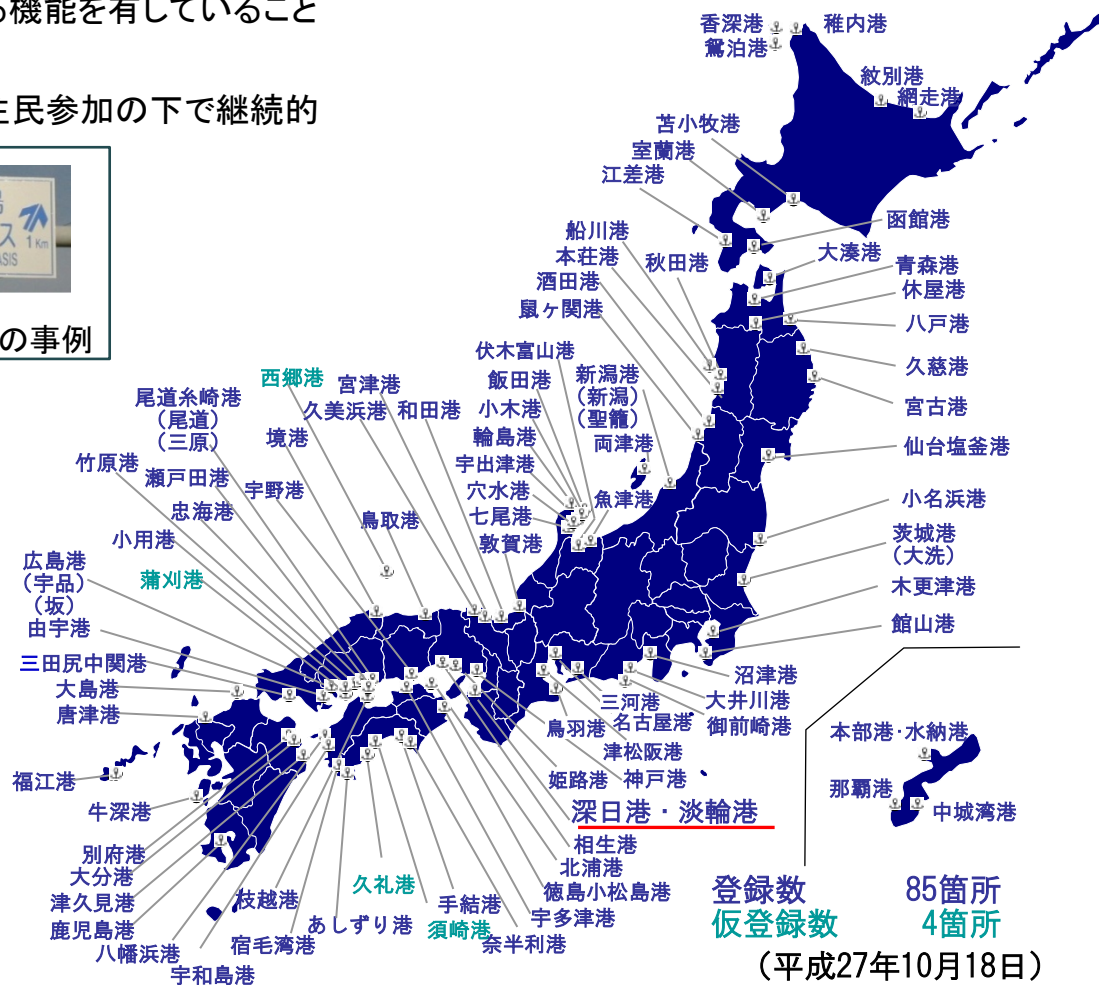


シンボルマーク 道路標識設置の事例

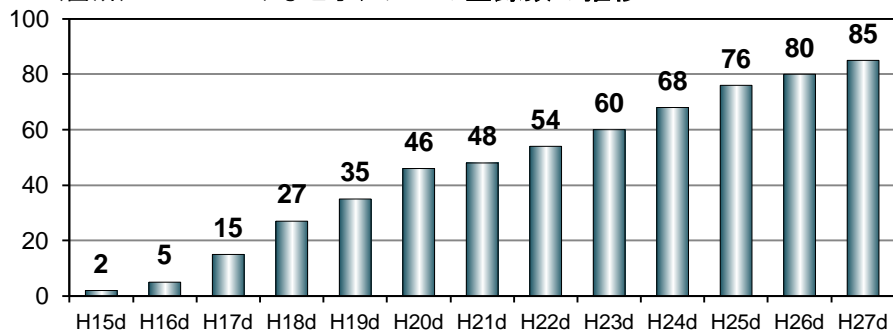
## 支援内容

- みなとオアシスのシンボルマークの使用
- 国土交通省・地方整備局等のホームページ等による広報
- 道路地図への掲載や道路標識の設置の支援
- その他みなとの振興に関する各種支援

## 全国のみなとオアシス



（箇所） みなとオアシスの登録数の推移 （年度別）



# 近畿みなとオアシスの登録状況



- 「近畿みなとオアシス」これまでの流れ**
- 平成19年9月7日 「近畿みなとオアシス」制度の創設
  - 平成20年1月18日
    - 「みなとオアシスあいおい」本登録(第1号)
  - 平成22年9月9日
    - 「みなとオアシスたいみやづ」本登録(第2号)
  - 平成22年10月16日
    - 「みなとオアシスKOBÉ」本登録(第3号)
  - 平成25年7月15日
    - 「みなとオアシス姫路」本登録(第4号)
  - 平成26年7月17日
    - 「みなとオアシス京たんご」本登録(第5号)
  - 平成27年10月18日
    - 「みなとオアシスみさき」本登録(第6号)